



◆ 目的は？

朝倉市内の地域課題に対し、課題解決のための活動を実施しているまたは実施する計画がある市民活動団体に助成を行い、住民主体の地域福祉活動を促進し、団体と朝倉市社協が協働で事業を推進していくことで、柔軟性や新しい発想を活かして課題解決に取り組み、地域福祉活動の増進を図ることを目的に取り組みます。

◆ 対象となる事業は？

現在の地域課題解決への取り組みとなる活動であり、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 朝倉市内で実施される公益的な事業であり、団体と市社協が協働で行うことにより、地域や社会の課題解決につながるもの。
- (2) 団体の先駆性、専門性、柔軟性等を活かし、具体的な効果や成果が期待でき、地域福祉の向上が図られるもの。
- (3) 今後も地域で継続的、発展的な活動が見込まれるもの。
- (4) 事業計画及び予算の見積もりが適正であり、実施可能なもの。

◆ 対象となる団体は？

住民の主体的参加に基づく地域福祉活動を行う団体であり、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 活動の主体を朝倉市内に有する非営利団体であること。(法人格の有無は問わない)
- (2) 5名以上の会員で組織していること。
- (3) 本事業を遂行できる能力または実績を有すること。
- (4) 市社協と共に理解、協力し合いながら取り組むことができること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (6) 本事業の採択を過去3年受けていない団体であること。(ただし、同一団体であっても、企画提案内容が異なる場合は対象)

◆ 協働推進の期間は？

令和6年度内(令和7年3月末)の活動となります。

◆ 助成金は？

採択された団体は、活動運営の補助として、1団体 上限15万円まで助成金を交付します。

助成金は、交付された年度(令和7年3月末まで)の活動に必要な経費の財源とします。

《助成金の対象外となるもの》

- (1) 団体会員の給料、賃金等の人件費
- (2) 他団体への寄付金、寄付にあたる物品
- (3) 団体会員のみでの互助的活動のための費用
- (4) 領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費

◆ 応募方法は？

企画提案を希望する団体は、必要書類に記入の上、ご提出をお願いします。

- 《提出書類》
- (1) 協働推進事業企画提案書(様式1号)
 - (2) 収支予算書(様式2号)
 - (3) 会員名簿

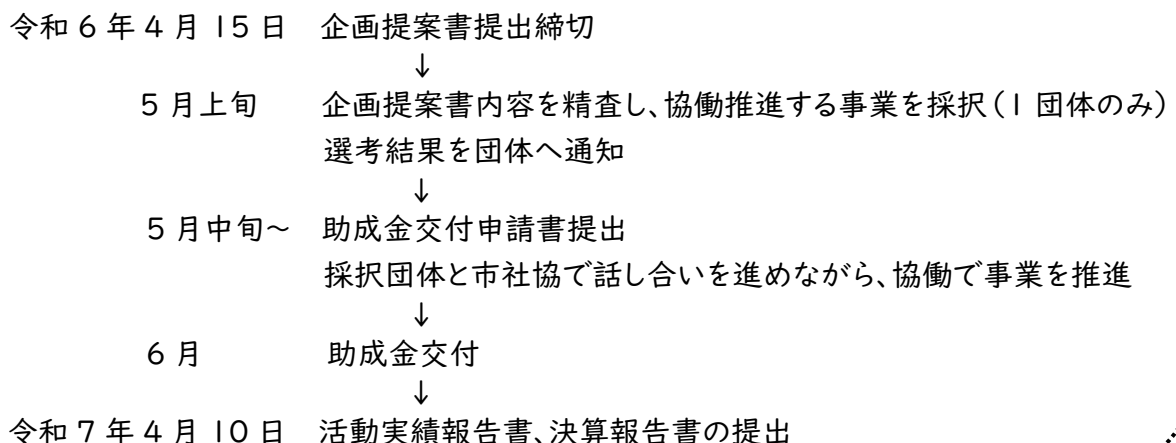
《提出期限》 令和6年4月15日(月)まで

《提出先》 朝倉市社会福祉協議会 福祉課 地域係宛て
(朝倉市甘木198-1 ピーポート甘木内)



朝倉市社協マスコットキャラクター フクシー

～ 今後のスケジュールについて ～



【問い合わせ先】

社会福祉法人 朝倉市社会福祉協議会 (担当:福祉課 地域係)
〒838-0068 朝倉市甘木 198-1 ピーポート甘木内
TEL:0946-22-7834 FAX:0946-21-0166